

平成28年第1回市原市議会定例会議案概要

専決処分の承認	……	4件
人事案件	……	5件
条例の新規制定	……	3件
条例の全部改正	……	1件
条例の一部改正	……	18件
工事請負契約の変更	……	1件
平成27年度補正予算	……	6件
平成28年度当初予算	……	7件

計 45件

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
(市原市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について)

○ 本案は、地方税における個人番号利用手続の一部見直しに伴い改正したものであり、急施を要したもので専決処分をしたものである。

専決処分日 平成27年12月28日

◆ (参考) 改正の概要

市民税及び特別土地保有税の減免に係る改正

- ・減免申請書において個人番号の記載を求めることとしていたものを記載不要とする。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
(訴訟の提起について)

○ 本案は、生活保護費返還金請求に係る支払督促に対して、債務者から督促異議の申立てがなされ、訴訟手続に移行したため、急施を要したので専決処分をしたものである。

専決処分日 平成28年1月7日

◆ (参考) 訴訟の概要

- 1 当事者 原告 市原市
被告 佐倉市大崎台1丁目の男性
- 2 事件名 生活保護費返還金請求事件
- 3 請求の要旨
 - (1) 被告は、原告に対し、未払いの生活保護費返還金 8,644,454 円を支払うこと。
 - (2) 訴訟費用は、被告の負担とする。
上記の判決及び仮執行宣言を求めるものである。
- 4 訴訟遂行の方針
 - (1) 必要に応じ、訴えの変更をする。
 - (2) 第1審判決の結果、必要がある場合は上訴する。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて
(工事請負契約の変更について)

○ 本案は、市原市防災庁舎建設工事について、平成27年4月28日付けで大成・進和特定建設工事共同企業体と工事請負契約を締結し、現在施工中であるが、アスベスト除去工事の追加が必要となり、変更契約を平成28年1月21日付けで締結したものであり、急施を要したので専決処分をしたものである。

専決処分日 平成28年1月21日

◆ (参考) 工事の概要

- 1 工事名称 市原市防災庁舎建設工事
- 2 工事場所 市原市国分寺台中央1丁目
- 3 契約金額
 - 変更前 3,884,760,000 円
 - 変更後 3,953,016,000 円
 - 増額 68,256,000 円
- 4 工期
 - 変更前 自平成27年4月29日
至平成29年10月31日
 - 変更後 自平成27年4月29日
至平成29年12月28日
- 5 変更工事内容
アスベスト含有外壁塗膜剥離撤去の追加 1,916.5 m²

議案第4号 専決処分の承認を求めることについて
(平成27年度市原市一般会計補正予算(専決第2号)について)

○ 本案は、平成27年11月13日に発生した福増クリーンセンター第二工場の火災により、損傷した施設の復旧等を行うため、清掃費及び予備費を調整する必要が生じ、急施を要したので専決処分をしたものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 324,189 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 92,092,330 千円としたものである。

歳入としては、繰越金及び市債を計上したものである。
また、繰越明許費の追加及び地方債の追加も併せて行ったものである。
専決処分日 平成28年1月27日

議案第5号 監査委員の選任について

- 本案は、市原市監査委員藤井一氏が平成28年3月31日をもって任期満了となるため、再度同氏を委員として選任しようとするものである。

生年月日 昭和31年6月29日

住 所 茂原市緑ヶ丘3丁目13番地7

◆ (参考) 略歴

昭和55年10月 司法試験合格
昭和56年 3月 早稲田大学法学部卒業
昭和56年 4月 司法研修所入所
昭和58年 3月 司法研修所卒業
昭和58年 4月 弁護士登録
千葉綜合法律事務所入所
平成 6年 4月 藤井・滝沢綜合法律事務所開設
平成10年 4月) 千葉県弁護士会副会長
平成11年 3月) 千葉県建設工事紛争審査会委員
平成11年 6月) 千葉県建設工事紛争審査会委員
平成27年 5月) 勝浦市情報公開審査会委員
平成13年10月) 勝浦市情報公開審査会委員
平成16年 9月) 勝浦市情報公開審査会委員
平成16年 3月 千葉県入札監視委員会委員 (現在に至る)
平成16年 3月 千葉県政府調達苦情検討委員会委員 (現在に至る)
平成16年10月 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員 (現在に至る)
平成18年12月) 四街道市入札等適正化審査委員会委員
平成24年 3月) 四街道市入札等適正化審査委員会委員
平成20年 4月) 市原市監査委員
平成24年 3月) 市原市監査委員
平成22年 4月) 日本司法支援センター千葉地方事務所副所長
平成25年 4月) 日本司法支援センター千葉地方事務所副所長
平成24年 4月 市原市監査委員 (現在に至る)
平成27年 4月 千葉家庭裁判所調停委員 (現在に至る)
平成28年 1月 千葉地方裁判所鑑定委員 (現在に至る)

議案第6号 人権擁護委員候補者の推薦について

- 本案は、人権擁護委員濱田洋子氏が平成28年6月30日をもって任期満了となるため、再度同氏を委員候補者として推薦しようとするものである。

生年月日 昭和17年1月4日

住 所 市原市五井25番地

◆ (参考) 略歴

昭和37年 3月 共立女子短期大学英文科卒業
昭和37年 4月 株式会社千葉銀行入社
昭和40年 8月 株式会社千葉銀行退社
昭和61年12月) 千葉県母子福祉推進員
平成17年 3月) 千葉県母子福祉推進員
平成10年 6月) 千葉県母子福祉推進員
平成13年 5月) 人権擁護委員

平成13年 2月
) 市原市民生委員推薦会委員

平成23年 5月
 平成13年 6月
) 人権擁護委員

平成16年 6月
 平成14年 2月
) 市原市人権施策推進懇話会委員

平成16年 2月
 平成14年 6月 市原市個人情報保護審査会委員 (現在に至る)
 平成16年 7月
) 人権擁護委員

平成19年 6月
 平成19年 7月
) 人権擁護委員

平成22年 6月
 平成21年 4月 千葉県市原保健所感染症診査協議会委員 (現在に至る)
 平成21年 8月
) 市原市男女共同参画審議会委員

平成25年 9月
 平成22年 7月
) 人権擁護委員

平成25年 6月
 平成24年 4月 公益財団法人市原市地域振興財団理事 (現在に至る)
 平成24年 7月
) 全国人権擁護委員連合会男女共同参画社会推進委員会委員

平成27年 6月
 平成25年 7月 人権擁護委員 (現在に至る)
 平成26年10月 関東人権擁護委員連合会男女共同参画委員会委員 (現在に至る)

議案第7号 人権擁護委員候補者の推薦について

○ 本案は、人権擁護委員石井孝雄氏が平成28年6月30日をもって任期満了となるため、再度同氏を委員候補者として推薦しようとするものである。

生年月日 昭和22年4月24日

住 所 市原市滝口39番地1

◆ (参考) 略歴

昭和46年 3月 二松学舎大学文学部国文学科卒業
 昭和46年 4月 千葉市立幕張小学校教諭
 昭和49年 4月 千葉市立院内小学校教諭
 昭和55年 4月 市原市立国分寺台小学校教諭
 昭和60年 4月 市原市立有秋西小学校教諭
 昭和64年 1月 市原市立海上小学校教頭
 平成 3年 4月 市原市立八幡小学校教頭
 平成 5年 4月 千葉県教育庁千葉地方出張所指導主事
 平成 8年 4月 市原市立菊間小学校長
 平成13年 4月 市原市教育委員会学校教育部指導室指導主事
 平成15年 4月 市原市教育委員会学校教育部指導室長
 平成16年 4月 市原市立五所小学校長
 平成18年 4月 市原市立有秋南小学校長
 平成20年 3月 退職
 平成20年 4月 市原市立辰巳公民館長

議案第9号 人権擁護委員候補者の推薦について

- 本案は、人権擁護委員大沢孝文氏が平成28年6月30日をもって任期満了となるため、再度同氏を委員候補者として推薦しようとするものである。

生年月日 昭和23年8月22日

住 所 市原市養老933番地1

◆ (参考) 略歴

昭和46年 3月 日本大学生産工学部卒業
昭和46年 4月 市原市採用 公害部勤務
昭和60年 4月 環境衛生部環境保全課水質保全係長
平成 2年10月 環境保健部環境保全課主査 水質保全係長担当
平成 5年 4月 環境部環境政策課副主幹
平成 8年 4月 企画部企画調整課課長補佐
平成 9年 4月 企画部企画調整課主幹
平成12年 4月 環境部環境対策課長
平成14年 4月 都市計画部都市計画課長
平成15年 8月 環境部次長
平成16年 4月 都市計画部長
平成20年 4月 環境部長
平成21年 3月 市原市役所退職
平成21年 4月) 千葉県市原地区自殺対策連絡協議会委員
平成24年 3月
平成21年 4月) 市原市社会福祉協議会常務理事
平成24年 3月
平成22年 4月) 日本赤十字社千葉支部評議員
平成24年 3月
平成22年 4月) 千葉県社会福祉協議会評議員
平成24年 3月
平成22年 4月) 市原市消防委員
平成24年 3月
平成23年 4月 財団法人市原市体育協会 (現 公益財団法人市原市体育協会) 理事
(現在に至る)
平成24年 4月) 公益財団法人市原市地域振興財団理事
平成26年 6月
平成25年 1月) 市原市一般廃棄物処理業協業組合専務理事
平成26年 3月
平成25年 7月 人権擁護委員 (現在に至る)

議案第10号 市原市行政不服審査会条例の制定について

- 本案は、行政不服審査法の施行に伴い、市原市行政不服審査会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、制定しようとするものである。

施行期日 平成28年4月1日

◆ (参考) 制定の概要

地方公共団体において、附属機関として第三者機関を設置することが義務付けられたことから、条例で市原市行政不服審査会を設置するため制定する。

議案第11号 市原市職員の退職管理に関する条例の制定について

- 本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるため、制定しようとするものである。

施行期日 平成28年4月1日

◆ (参考) 制定の概要

市原市職員を退職し、営利企業等の地位に就いている再就職者による現職職員への働きかけの規制、再就職状況の任命権者への届出の義務付け等の退職管理の適正確保に必要な措置を講ずる。

議案第12号 市原市消費生活センターの運営等に関する条例の制定について

- 本案は、消費者安全法の一部改正に伴い、消費生活センターの運営及び情報の安全管理に関する事項を定めるため、制定しようとするものである。

施行期日 平成28年4月1日

◆ (参考) 制定の概要

1 消費生活センターを設置する都道府県及び市町村は、内閣府令で定める基準を参酌した上で、消費生活センターの組織及び運営に関する事項、情報の安全管理に関する事項等について、条例で定めることが義務付けられた。本案については、本市の消費者行政の運用状況等を踏まえ、市の条例、規則等で整備されている事項を参酌基準より除き、必要な内容を整備する。

2 主な規定事項

- (1) 名称及び住所等の公示
- (2) 事務に従事する者の資質の向上
- (3) 情報の安全管理

議案第13号 市原市立幼稚園保育料等に関する条例の全部を改正する条例の制定について

- 本案は、公立幼稚園を子ども・子育て支援新制度に移行するに当たり、使用料等に関し必要な事項を定めるため、改正しようとするものである。

施行期日 平成28年4月1日

◆ (参考) 改正の概要

新制度に基づく利用者負担額は、「市原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例」で規定されているが、本市の人口動静や国の幼児教育の無償化に向けた取り組みなどを踏まえ、平成30年度に当該条例に定める利用者負担額となるよう、平成28・29年度分の利用者負担額について経過措置を講ずる。

なお、新制度では教育・保育に要する費用は原則、所得に応じ毎月徴収が基本とされることから、入園料の徴収は行わない。

区 分		1 人目			2 人目		
市民税所得割額		国基準	条例に定める利用者負担額	経過措置 28・29年度	国基準	条例に定める利用者負担額	経過措置 28・29年度
A	生活保護	0	0	0	0	0	0
B	市民税非課税	3,000	0	0	1,500	0	0
C	均等割のみ課税	3,000	0	0	1,500	0	0
D1	24,300 円未満	16,100	5,500	5,500	8,050	2,750	2,750
D2	48,600 円未満	16,100	6,900	6,900	8,050	3,450	3,450
D3	57,200 円未満	16,100	8,600	7,500	8,050	4,300	4,300
D4	77,100 円未満	16,100	10,700	7,500	8,050	5,350	5,350
D5	97,000 円未満	20,500	13,400	7,500	10,250	6,700	5,620
D6	121,000 円未満	20,500	14,700	7,500	10,250	7,350	5,620
D7	145,000 円未満	20,500	15,600	7,500	10,250	7,800	5,620
D8	169,000 円未満	20,500	16,500	7,500	10,250	8,250	5,620

D9	211,200円未満	20,500	17,500	7,500	10,250	8,750	5,620
D10	256,100円未満	25,700	18,100	7,500	12,850	9,050	5,620
D11	301,000円未満	25,700	19,200	7,500	12,850	9,600	5,620
D12	349,000円未満	25,700	20,300	7,500	12,850	10,150	5,620
D13	397,000円未満	25,700	21,500	7,500	12,850	10,750	5,620
D14	それ以上	25,700	22,700	7,500	12,850	11,350	5,620

※3人目以降は無料

議案第14号 市原市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

- 本案は、都市計画から都市基盤整備までを一体的に推進するため、改正しようとするものである。
施行期日 平成28年4月1日
- ◆ (参考) 改正の概要
都市計画部と都市整備部を統合し、都市部を設置する。

議案第15号 市原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 本案は、地方公務員法の一部改正及び行政不服審査法の施行に伴い、改正しようとするものである。
施行期日 平成28年4月1日
- ◆ (参考) 改正の概要
 - 1 人事行政の運営等の状況の公表事項に係る改正
「人事評価の状況及び退職管理の状況」を追加し、勤務成績の評定を削除する。
 - 2 行政不服審査法施行に伴う改正
「不服申立て」を「審査請求」に改める。

議案第16号 市原市個人情報保護条例及び市原市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

- 本案は、行政不服審査法の施行に伴い、市原市個人情報保護条例及び市原市情報公開条例における開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求を同法の例外とするため、改正しようとするものである。
施行期日 平成28年4月1日
- ◆ (参考) 改正の概要
審理員による審理手続きが法に規定されたことから、この審理員制度の例外を設ける場合は、条例で定める必要がある。個人情報保護制度及び情報公開制度においては、開示請求等への決定や不作為に対する審査請求があったときは、市原市個人情報保護審査会、市原市情報公開審査会への諮問を義務付けており、制度見直しの柱である公正性の担保は既に達せられていることから、審理員制度を適用しない。また、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

議案第17号 市原市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

- 本案は、市長の事務部局及び監査委員の事務部局の各職員の定数を増員し、議会の事務部局、教育委員会の事務部局及び消防の各職員の定数を減員するため、改正しようとするものである。
施行期日 平成28年4月1日

◆ (参考) 改正の概要

1 定数

機関名等	改正前	改正後	増減
市長の事務部局	1,365名	1,378名	+13
議会の事務部局	14名	13名	▲1
選挙管理委員会の事務部局	6名	6名	—
農業委員会の事務部局	11名	11名	—
監査委員の事務部局	7名	8名	+1
教育委員会の事務部局	206名	190名	▲16
消防の職員	394名	373名	▲21
水道事業企業職員	46名	46名	—
総職員数	2,049名	2,025名	▲24

2 その他

実職員数に即した定員管理を推進するため、「育児休業者等を定数外とすることができる」旨の規定を削除する。

議案第18号 市原市職員の互助団体に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○ 本案は、現在の社会情勢、財政状況等を勘案し、市原市職員互助会に対する補助金の見直しを行うため、改正しようとするものである。

施行期日 平成28年4月1日

◆（参考）改正の概要

補助金の見直し（助成率の引下げ）

（改正前）会員の給料額の1,000分の2に相当する額

（改正後）会員の給料額の1,000分の1に相当する額

議案第19号 市原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○ 本案は、国家公務員における給与改定を勘案し、本市の一般職の職員の給料月額、地域手当及び勤勉手当の支給割合の改定並びに議員の期末手当並びに市長等の期末手当及び地域手当の支給割合の改定を行うとともに、地方公務員法の一部改正に伴い等級別基準職務表を規定するため、改正しようとするものである。

施行期日 平成28年4月1日ほか

◆（参考）改正の概要

1 改正条例

- (1) 市原市一般職の職員の給与に関する条例
- (2) 市原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例
- (3) 市原市特別職の職員等の給与および費用弁償支給に関する条例

2 一般職

(1) 給料表の見直し

給料表：国家公務員（行政職（一））の給料表の改定（平均+0.4%）に準じて行う。

（施行期日 平成27年4月1日（再任用職員に係るところは平成28年4月1日）

(2) 各種手当の見直し

①地域手当

- ・平成27年度については、支給割合を1.5%引上げ、9%とする。

（施行期日 平成27年4月1日）

- ・平成28年度以降については、支給割合を10%とする。

（施行期日 平成28年4月1日）

②住居手当

- ・現行、自ら居住するため住宅を借りて、月額12,000円を超え月額23,000円以下の家賃を支払っている職員の住居手当は、「家賃の月額から12,000円を控除した額又は2,000円のいずれか多いほうの額を支給する」となっているところを「家賃の月額から12,000円を控除した額を支給する」に改める。

（施行期日 平成28年4月1日）

③勤勉手当

- ・年間支給月額を0.1月（再任用は0.05月）引上げる。

（期末・勤勉手当4.10（再任用2.15）月→4.20（再任用2.20）月）

（施行期日 平成27年12月1日（平成28年度に係るものは平成28年4月1日）

④等級別基準職務表

- ・地方公務員法の一部改正に伴い、職員の職務と給料表の各等級に分類する際の具体的な基準を定める（施行期日 平成28年4月1日）

(3) 特定任期付職員の給料表及び業績手当の見直し

①給料表：国に準じて改定する。

②業績手当支給割合 「100分の155」を「100分の157.5」に改める。

（施行期日：平成28年4月1日）

3 特別職

(1) 各種手当の見直し

- ① 期末手当（議員及び市長等） 一般職に順じ、0.1月分引上げる。
- ② 地域手当（市長等） 一般職と同様の支給割合とする。
（施行期日 平成27年12月1日（平成28年度に係るものは平成28年4月1日）

(2) 教育委員会の委員長について 報酬規定の削除（施行期日：公布の日）

(3) 行政不服審査会の委員報酬の設定 9,000円（施行期日：平成28年4月1日）

4 引用する条項の変更

（改正前）第24条第6項 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める

（改正後）第24条第5項 //

議案第20号 市原市職員の旅費に関する条例及び市原市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○ 本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、改正しようとするものである。

施行期日 平成28年4月1日

◆（参考）改正の概要

引用する条項の変更

（改正前）第24条第6項 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める

（改正後）第24条第5項 //

議案第21号 市原市税条例及び市原市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○ 本案は、行政不服審査法等の施行に伴い、改正しようとするものである。

施行期日 平成28年4月1日

◆（参考）改正の概要

1 改正条例

- (1) 市原市税条例
- (2) 市原市固定資産評価審査委員会条例

2 概要（市原市税条例の一部を改正する条例）

- (1) 「不服申立て」を「審査請求」に改める。

3 概要（市原市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）

- (1) 審査申出書の記載事項の変更及び追加等に伴う改正
 - ・審査の申出に係る処分の内容を記載する。
 - ・審査申出人は、代表者等が資格を失った場合、書面でその旨を委員会に届け出なければならない等。
- (2) 弁明書及び反論書の送付の義務化等に伴う改正
 - ・委員会は処分庁から弁明書の提出があった場合は、審査申出の全部を容認するときも含め、審査申出人に対し副本及び資料等を送付する。
 - ・委員会は審査申出人から反論書の提出があったときは、その反論書を市長に送付する。
- (3) 決定書の記載事項を規定することに伴う改正
 - ・主文、事案の概要、審査申出人及び市長の主張の要旨、理由を記載事項とする。
- (4) 条文整理に伴う改正

議案第22号 市原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○ 本案は、行政不服審査法の施行及び長期優良住宅認定制度における基準の一部改正に伴い、改正しようとするものである。

施行期日 平成28年4月1日

◆（参考）改正の概要

1 行政不服審査における関係資料の写しの交付に係る手数料

- (1) 行政不服審査法の全部改正により、審理員による審理手続及び第三者機関である審査会の調査審議において、審査請求人等は関係資料の閲覧に加え、写しの交付請求が可能となったことから、手数料を定める。

・白黒で複写したものの交付 1枚につき 10円

・カラーで複写したものの交付 1枚につき 20円

(2) 手数料の減免

写しの交付を受ける審査請求人等が、経済的困難その他特別の理由により、手数料を負担する資力がないと審査員や審査会が認める場合に限り、手数料を減額又は免除することができる。

2 長期優良住宅（既存住宅）認定に係る手数料

(2) 長期優良住宅認定制度における基準の一部改正に伴い、既存住宅について増改築を行う場合、所管行政庁の認定を受けられることとなったことから、手数料を定める。

(1) 適合証を添付している場合

- ・戸建て住宅 1棟当たり 9,000円
- ・共同住宅等 1棟当たり 18,000～ 331,000円

(2) 適合証を添付していない場合

- ・戸建て住宅 1棟当たり 69,000円
- ・共同住宅等 1棟当たり 164,000～5,181,000円

議案第23号 市原市遺児手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

- 本案は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正しようとするものである。
施行期日 平成28年4月1日

◆（参考）改正の概要

小中一貫教育を行う新たな学校の種類（義務教育学校）の制度化により、義務教育終了前の遺児を対象とする遺児手当の支給対象区分に義務教育学校を追加する。※支給額に変更はない。

議案第24号 市原市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について

- 本案は、石塚小学校第2児童クラブ及び有秋西小学校第2児童クラブを開設するため、改正しようとするものである。

施行期日 平成28年4月1日（準備行為については公布の日）

◆（参考）改正の概要

新規開設施設

名称	区分	定員
石塚小学校第2児童クラブ	余裕教室の活用（会議室）	40名
有秋西小学校第2児童クラブ	余裕教室の活用（総合学習室）	40名

議案第25号 市原市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

- 本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）の制定による保健師助産師看護師法の一部改正に伴い、改正しようとするものである。

施行期日 公布の日

◆（参考）改正の概要

看護師養成施設等の指定等に係る事務・権限が国から移譲され、新たな養成所の指定は都道府県知事が行うこととなったことから、これらの養成所に在学する者にも修学資金を貸与できるようにするため改正する。

議案第26号 市原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 本案は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、改正しようとするものである。

施行期日 平成28年4月1日

◆（参考）改正の概要

1 保険料賦課限度額の改定

被保険者間の保険料負担の公平の確保及び中間所得者層への保険料負担の配慮から、高所得者層への保険料の増額を図るものである。

	改正前	改正後
基礎賦課限度額	52万円	54万円
後期高齢者支援金等賦課限度額	17万円	19万円

2 保険料軽減制度の拡充

経済対策等により賃金が上昇するものの、物価も併せて上昇することから、結果的に生活水準は同じであっても来年度以降保険料の軽減対象でなくなる被保険者への対応として、軽減制度の拡充を行うものである。

軽減割合	5割軽減		2割軽減	
	改正前	改正後	改正前	改正後
世帯主と加入者の合計所得	33万円+(26万円×加入者数)以下	33万円+(26万円×加入者数)以下	33万円+(47万円×加入者数)以下	33万円+(48万円×加入者数)以下

議案第27号 市原市景観条例の一部を改正する条例の制定について

○ 本案は、電気事業法の一部改正に伴い、改正しようとするものである。

施行期日 平成28年4月1日

◆ (参考) 改正の概要

設置面からの高さが10m以下の鉄柱、コンクリート柱及び鉄塔の設置については景観法に基づく届出を要しない行為とされているが、条例により一般電気事業者が設置するものについては、15m以下のものに緩和している。

法の一部改正により、電気事業者の類型から「一般電気事業者」が削除され、事業の形態によって小売電気事業、送配電事業、発電事業に区分されることとなり、引用する事業者類型が変更となるため改正する。

(改正前) 一般電気事業者 (改正後) 一般送配電事業者

議案第28号 市原市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について

○ 本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第5次一括法）の制定による建築基準法の一部改正に伴い、改正しようとするものである。

施行期日 平成28年4月1日

◆ (参考) 改正の概要

建築基準法で定められていた建築審査会の委員の任期については、省令を参酌し、条例で定めることとなった。本案については、参酌すべき基準と同様の内容としている。

(1) 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(2) 委員は、再任されることができる。

(3) 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

議案第29号 市原市公営企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○ 本案は、一般職の職員の改正に準じて、管理職員特別勤務手当を支給するため、改正しようとするものである。

施行期日 公布の日（規定の適用は平成27年4月1日）

◆ (参考) 改正の概要

管理職手当を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に勤務1回につき6,000円を超えない範囲で手当を支給する。

議案第30号 市原市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

○ 本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、改正しようとするものである。

施行期日 平成28年4月1日

◆ (参考) 改正の概要

1 グリドル付こんろ

家庭用ガス調理機器のJIS規格に「ガスグリドル付こんろ」が追加され、市場に流通してきたことを踏まえ、グリドル付こんろに係る離隔距離を追加する。

- 2 電磁誘導加熱式調理器（IH調理器）
 最大入力値5.8kW（1口当たりの最大入力値3.3kW）の機器が流通している状況を踏まえ、同機器及びその複合品に係る離隔距離を追加する。
- 3 条文整理に伴う改正

議案第31号 市原市国民保護対策本部及び市原市緊急処理事態対策本部条例の一部を改正する条例の制定について

- 本案は、危機管理監の廃止に伴い、指揮官の職について総務部長をもって充てるため、改正しようとするものである。
 施行期日 平成28年4月1日
- ◆（参考）改正の概要
 危機管理監の職の廃止に伴い、市原市国民保護対策本部及び市原市緊急処理事態対策本部の指揮官を総務部長とする。

**議案第32号 工事請負契約の変更について
 （市原市消防局庁舎耐震補強工事（建築））**

- 本案は、市原市消防局庁舎耐震補強工事（建築）について、平成27年9月16日付けで進和建设株式会社と工事請負契約を締結し現在施工中であるが、アスベスト除去工事の追加が必要となり、変更仮契約を平成28年1月18日付けで締結した。
 ついては、進和建设株式会社と本契約を締結しようとするものである。
- ◆（参考）工事の概要
- 1 工事名称 市原市消防局庁舎耐震補強工事（建築）
 - 2 工事場所 市原市国分寺台中央1丁目
 - 3 契約金額
 変更前 361,800,000円
 変更後 378,007,560円
 増額 16,207,560円
 - 4 変更工事内容
 アスベスト含有外壁塗膜剥離撤去の追加 610㎡

議案第33号 平成27年度市原市一般会計補正予算（第3号）について

- 本案は、国の補正予算に呼応し、地域資源を活かした地域人材支援事業など地方創生加速化交付金事業をはじめ、財政管理費、国民健康保険事業特別会計繰出金、障害者自立支援給付費、成人病対策費、勤労会館費、農業振興費、新産業導入促進事業費、土地区画整理費、街路事業費、学校管理費、公債費、人件費等の調整で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ910,474千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93,002,804千円とするものである。
 歳入としては、市税、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、国庫支出金、諸収入等を計上するとともに、利子割交付金、配当割交付金、県支出金、繰入金、市債等を減額計上するものである。
 また、継続費の変更及び廃止、繰越明許費の追加並びに地方債の追加及び変更も併せて行うものである。
- ◆（参考）歳出予算の概要
- | | |
|--------|---|
| 議 会 費 | 人件費を減額計上した。 |
| 総 務 費 | 財政管理費、地域人材支援事業費、いちほらポイント制度構築事業費、情報通信基盤運用事業費、人件費等を計上したほか、五井会館費、選挙執行事務費等を減額計上した。 |
| 民 生 費 | 国民健康保険事業特別会計繰出金、自立支援給付費、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費等を計上したほか、臨時福祉給付金給付事業費、園児費、保育所施設整備費、人件費等を減額計上した。 |
| 衛 生 費 | 成人病対策費、水道事業会計補助金、福増クリーンセンター第二工場基幹改良事業費等を計上したほか、保健活動費、墓園整備費、合併処理浄化槽普及事業費、人件費等を減額計上した。 |
| 労 働 費 | 雇用安定対策事業費を計上したほか、勤労会館費、人件費を減額計上した。 |
| 農林水産業費 | 次世代農業推進事業費等を計上したほか、農業振興費、土地改良事業費、人件費等を減額計上した。 |

商工費	ビジネス創出支援事業費、地域資源を活かした観光振興事業費等を計上したほか、新産業導入促進事業費、人件費を減額計上した。
土木費	一般管理費等を計上したほか、市施行土地区画整理事業費、街路整備事業費、下水道事業特別会計繰出金、人件費等を減額計上した。
消防費	人件費を計上したほか施設管理費を減額計上した。
教育費	文化振興費を計上したほか、小学校環境整備費、小中学校耐震対策費、給食費、人件費等を減額計上した。
災害復旧費	人件費を計上した。
公債費	長期償還元金、長期償還利子を減額計上した。
議案第34号 平成27年度市原市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について	
○ 本案は、一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費、後期高齢者支援金、介護納付金、償還金、人件費等の調整で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,018,674千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,512,029千円とするものである。 歳入としては、療養給付費交付金、県支出金、一般会計繰入金等を計上し、国民健康保険料、国庫支出金、前期高齢者交付金、共同事業交付金等を減額計上するものである。	
議案第35号 平成27年度市原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について	
○ 本案は、後期高齢者医療広域連合納付金、人件費の調整で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,970千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,318,270千円とするものである。 歳入としては、一般会計繰入金、繰越金を計上し、諸収入を減額計上するものである。	
議案第36号 平成27年度市原市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について	
○ 本案は、居宅介護サービス等給付費、施設介護サービス等給付費、介護予防サービス等給付費、特定入所者介護サービス費、任意事業費、人件費等の調整で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ532,329千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,422,632千円とするものである。 歳入としては、諸収入を計上し、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金等を減額計上するものである。	
議案第37号 平成27年度市原市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	
○ 本案は、維持管理費、建設改良費、人件費等の調整で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ536,021千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,536,697千円とするものである。 歳入としては、繰越金、諸収入を計上し、国庫支出金、一般会計繰入金、市債を減額計上するものである。 また、継続費の変更、繰越明許費の追加及び地方債の変更も併せて行うものである。	
議案第38号 平成27年度市原市水道事業会計補正予算（第1号）について	
○ 本案は、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定めようとするものである。 収益的収入は、一般会計負担金、雑収益等で26,925千円を計上するものである。 収益的支出は、原水及び浄水費、雑支出等で20,525千円を計上するとともに、配水及び給水費、総係費等で4,434千円を減額計上するものである。 また、資本的収入は、工事負担金で8,846千円を計上するとともに、企業債で7,600千円を減額計上するものである。 資本的支出は、給与費で1,972千円を計上するとともに、拡張事業費、配水設備費で102,647千円を減額計上するものである。 なお、資本的収入が資本的支出を上回る額101,921千円は、補てんを予定する過年度分損益勘定留保資金を減額するものである。 また、継続費の変更及び企業債の変更も併せて行うものである。	

議案第39号 平成28年度市原市一般会計予算について

○ 本案は、「夢と誇りが持てる、安心して暮らせるまち」の実現に向け、総合戦略を中心とした、より実効性の高い施策への取り組みとして、行財政改革の徹底と「人口減少等の克服に向けた総合戦略に掲げる施策」、「安心・安全の強化に向けた施策」、「未来を担う子ども達の教育の推進に向けた施策」の3つの重点施策の視点に基づいた財源の重点配分により編成したものであり、歳入歳出予算の総額を91,430,000千円と定めようとするものである。

併せて、継続費3件、債務負担行為5件、地方債24件、一時借入金、歳出予算の流用についても定めようとするものである。

◆（参考）予算の概要

一般会計	914億3000万円	対前年度比1.0%増
特別会計	640億9580万円	対前年度比0.8%減
企業会計	47億7220万円	対前年度比1.1%増
全合計	1602億9800万円	対前年度比0.3%増

〔一般会計の歳出の概要〕

議会費(8.9%減)・総務費(18.5%増)・民生費(4.2%増)・衛生費(15.1%減)・労働費(46.0%減)・農林水産業費(21.7%増)・商工費(6.6%増)・土木費(3.4%増)・消防費(9.2%増)・教育費(19.2%減)・災害復旧費(66.1%増)・公債費(3.8%増)・予備費(前年度同額)

議案第40号 平成28年度市原市国民健康保険事業特別会計予算について

○ 本案は、歳入歳出予算の総額を37,129,400千円と定めようとするものである。

歳出は、一般管理費、賦課徴収費、保険給付費、後期高齢者支援金等、介護納付金、共同事業拠出金、保健事業費、諸支出金等を計上した。

歳入は、国民健康保険料、国庫支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金、県支出金、共同事業交付金、一般会計繰入金等を計上した。

議案第41号 平成28年度市原市後期高齢者医療事業特別会計予算について

○ 本案は、歳入歳出予算の総額を2,555,200千円と定めようとするものである。

歳出は、一般管理費、賦課徴収費、後期高齢者医療広域連合納付金等を計上した。

歳入は、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金等を計上した。

議案第42号 平成28年度市原市介護保険事業特別会計予算について

○ 本案は、歳入歳出予算の総額を18,294,700千円と定めようとするものである。

歳出は、一般管理費、賦課徴収費、介護認定調査等費、保険給付費、地域支援事業費等を計上した。

歳入は、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金等を計上した。

議案第43号 平成28年度市原市農業集落排水事業特別会計予算について

○ 本案は、歳入歳出予算の総額を69,000千円と定めようとするものである。

歳出は、一般管理費、農業集落排水事業費、公債費等を計上した。

歳入は、分担金及び負担金、使用料及び手数料、一般会計繰入金等を計上した。

議案第44号 平成28年度市原市下水道事業特別会計予算について

○ 本案は、歳入歳出予算の総額を6,047,500千円と定めようとするものである。

歳出は、維持管理費、松ヶ島終末処理場整備事業費、五井ポンプ場整備事業費、市原ポンプ場整備事業費、幹線・管渠整備費、公債費等を計上した。

歳入は、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、一般会計繰入金、市債等を計上した。

また、継続費1件及び地方債1件についても併せて定めようとするものである。

議案第45号 平成28年度市原市水道事業会計予算について

○ 本案は、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定めようとするものである。

収益的収入は、給水収益、一般会計負担金等で2,667,836千円を計上した。

収益的支出は、2,667,836千円であり、各施設の維持管理費、減価償却費、企業債償還利息等を計上した。

また、資本的収入は、企業債、工事負担金で730,470千円を計上した。

資本的支出は、2,104,364千円であり、拡張事業費（栢橋地区配水管整備事業等）、配水設備費、企業債償還金等を計上した。

なお、資本的収入が資本的支出に不足する額1,373,894千円は、過年度分損益勘定留保資金をもって補てんする。

また、企業債2件についても併せて定めようとするものである。